

平成21年度 労働政策の重点事項（案）

働く意欲を持つすべての人の就業を実現するため、本年度から平成22年度までの3年間を「集中重点期間」とする「新雇用戦略」を推進する。その具体策として、平成21年度においては、以下の重点事項に取り組む。

I 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

(1) 若者の自立の実現－3年間で100万人の正規雇用化－

- ◇ 「フリーター等正規雇用化プラン（仮称）」の推進
 - 1 若者に対する就職支援
 - ・ 年長フリーターに加え、新たに30代後半の不安定就労者を重点に就職支援
 - ・ 職場定着までの一貫した支援の実施
 - ・ 新たに30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度等の対象者として積極支援
 - ・ 年長フリーターの職業意欲の喚起
 - ・ 中小企業等とのマッチングの促進
 - ・ 若者への職業能力開発機会の提供
 - 2 若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進
 - ・ 事業主への指導の強化、相談機能の充実等
- ◇ ニート等の若者の職業的自立支援の強化
 - 1 「地域若者サポートステーション」事業の拡充
 - ・ 教育機関等との連携による若者・保護者への能動的な働きかけ
 - ・ 設置拠点の拡充
 - 2 「若者自立塾」事業の実施等
- ◇ 若年低所得者層等に対する職業能力開発支援

(2) 女性の就業希望の実現－3年間で最大20万人の就業増－

- ◇ 仕事と家庭の両立支援
 - 1 育児・介護休業制度の拡充
 - ・ 育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得の促進など、継続就業しながら育児・介護ができる環境の整備
 - 2 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放

- 3 中小企業における次世代育成支援対策の推進
 - ・ 「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施

- ◇ 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
 - 1 男女雇用機会均等対策の推進
 - 2 ポジティブ・アクションの取組の推進
 - 3 マザーズハローワーク事業の拡充
 - ・ 事業拠点の拡充や地域の子育て支援ネットワークの構築、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、出張相談等の実施
 - 4 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

(3) 健康現役社会の実現－3年間で100万人の就業増－

- ◇ 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進
 - 1 高年齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導の徹底
 - 2 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備
 - ・ 募集・採用における年齢差別禁止の徹底
 - ・ 雇用保険事業による65歳以上高齢者の雇用支援の拡充
 - ・ 処遇体系の見直し等のモデル的取組を行う企業に対する支援措置の実施
 - ・ 「70歳まで働ける企業」に対する奨励措置等の拡充
 - ・ 高年齢労働者の身体特性に配慮した安全衛生対策の促進
 - 3 高齢者を多数雇用する事業所への税制上の優遇措置の創設

- ◇ 団塊の世代が活躍できる環境の整備
 - 1 「団塊世代フロンティアプロジェクト（仮称）」の推進
 - ・ ジョブ・カードを活用した団塊世代の円滑な再就職の促進
 - ・ 団塊世代の職業キャリアを活かす地域貢献活動の情報・体験機会の提供
 - ・ 中小企業等における円滑な技能継承等のためのインストラクターの養成
 - 2 再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備

- ◇ 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進
 - 1 シルバー人材センター事業の充実
 - 2 高齢者の職業経験等を活かした登録制度による就業支援の実施

(4) 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進

- ◇ 障害者に対する就労支援の推進
 - 1 中小企業における障害者雇用促進のための重点的な支援

- ・ 中小企業が障害者を雇用した場合の助成制度の拡充
 - ・ 事業協同組合等が共同で障害者を雇用する場合の助成制度の創設
 - 2 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化
 - ・ ハローワークを中心とした「チーム支援」の推進
 - ・ 全障害保健福祉圏域への設置を目指した障害者就業・生活支援センターの増設
 - ・ 職場適応援助者（ジョブ・コーチ）の養成
 - ・ 地域障害者職業センターの体制強化
 - 3 障害特性に応じた支援策の充実強化
 - ・ 精神障害者の常用雇用への移行に向けた支援の充実
 - ・ 発達障害者、難病患者に対する支援の推進
 - 4 障害者に対する職業能力開発支援の充実
 - ・ 中小企業等における実践的な職業訓練の推進
 - ・ 特別支援学校の生徒に対する職業訓練の拡充
 - ・ 在職障害者の職業能力開発機会の拡充による生涯キャリア形成の支援
- ◇ 生活保護世帯、母子世帯に対する就労支援の推進
- ・ ハローワークと福祉事務所等との連携による「就労支援チーム」の体制を強化し、担当者制の一貫した就労支援を推進
- ◇ 刑務所出所者等に対する就労支援の推進

(5) 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の整備・充実

- 1 訓練期間中の経済的支援の拡充
 - ・ 参加協力企業に対する助成制度の拡充
 - ・ 訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設
 - ・ 訓練修了者を常用雇用した企業に対する助成制度の拡充
- 2 ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化
 - ・ ジョブ・カードセンターの機能強化
 - ・ 非正規労働者の正社員への転換のための訓練などモデル事業の実施
 - ・ モデル評価シート等の策定と企業における評価担当者の育成支援の強化
- 3 ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備

Ⅱ 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

(1) 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備

◇ 正社員以外の方々の待遇の改善

1 労働者派遣制度の見直し

- ・ 日雇派遣の規制など派遣労働者への雇用安定等の観点からの労働者派遣法制の見直しの実施

2 労働者派遣事業の適正化

- ・ 日雇派遣の適正化等に向けた派遣元・派遣先に対する重点的な指導監督等を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」の着実な実施
- ・ ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定就職の促進
- ・ 優良な派遣事業主や請負事業主の利用の促進
- ・ 派遣労働者の労働条件確保・安全衛生対策等の推進
- ・ 派遣元事業主に対する最低賃金法の趣旨・内容及び最低賃金額の徹底

3 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進

- ・ 「有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン」及び好事例集を活用した事業主に対する相談支援等
- ・ 正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援
- ・ 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備

4 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

- ・ 的確な指導・アドバイスや助成制度等を通じたパートタイム労働法の履行確保
- ・ 業種ごとのモデルの作成・普及等による短時間正社員制度の導入促進

5 住居喪失不安定就労者等に対する就労支援の推進

- ・ 職業相談・職業紹介機能の強化、職業訓練の実施と、住居の確保支援による安定的な就労機会の確保のための支援措置の充実

◇ 適正な雇用関係の構築

1 改正最低賃金法の円滑な施行等

- ・ 監督指導の徹底と最低賃金法の趣旨・内容及び最低賃金額の徹底

2 労働契約法の円滑な施行

- ・ 中小企業等に対する労働契約法の趣旨及び内容の徹底

(2) 仕事と生活の調和の実現

◇ 健康で豊かな生活のための時間の確保

1 労働時間等の見直しに向けた取組の促進

- ・ 「労働時間等見直しガイドライン」の普及促進
- ・ 業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定
- ・ 「仕事と生活の調和推進宣言都市」の奨励
- ・ 仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門家の養成の促進
- ・ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施

2 生涯キャリア形成支援の積極的展開

- ・ 長期の教育訓練休暇制度の導入や時間外労働の制限など、従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成制度の拡充・創設
- ・ 職業能力評価制度の整備と助成制度の充実等による活用促進
- ・ 従業員のキャリア形成支援に積極的に取り組む企業の育成

◇ 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進

- 1 全国のメンタルヘルス対策の総合窓口の機能拡充
- 2 メンタルヘルスに関する総合的な情報提供の推進
- 3 事業場のメンタルヘルス対策への支援体制の充実
- 4 企業におけるうつ病等休職者の職場復帰支援の抜本的拡充

◇ 多様な働き方・生き方の選択

- 1 労働者派遣制度の見直し（再掲）
- 2 労働者派遣事業の適正化（再掲）
- 3 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進（再掲）
- 4 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進（再掲）
- 5 テレワークの普及促進
 - ・ テレワーク相談センターの設置箇所的大幅拡充と積極的な利用促進
 - ・ 適正な労働条件下での普及を確保するためのテレワーク・セミナーの開催
- 6 在宅就業の適正化に向けた取組みの推進

(3) 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進

- 1 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進（再掲）
- 2 重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進
 - ・ 機械災害や墜落・転落災害等の防止対策の推進
 - ・ 建設業等災害多発業種における労働災害防止対策の推進
 - ・ 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- 3 職業性疾病等の予防対策の推進
 - ・ 職業性疾病の予防に向けた指導等の実施
 - ・ 事業者等に対する研修など新型インフルエンザ等感染症への対応
 - ・ ナノマテリアルに係る有害性の知見の収集など化学物質管理対策の充実
 - ・ 石綿健康障害予防対策の一層の推進

- 4 産業保健活動及び健康づくり対策等の推進
- 5 石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底
 - ・ 石綿関連疾患に係る特別遺族給付金・労災補償制度等の趣旨及び内容の徹底

(4) 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

- ◇ 地域雇用対策の充実
 - 1 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進
 - ・ 国と都道府県が共同で就業支援に取り組む「ふるさとハローワーク推進事業（仮称）」の創設
 - 2 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化
 - ・ 地域貢献活動分野で活動を行う法人等における雇用機会の開拓
 - ・ 雇用情勢が特に厳しい地域における創業や、パッケージ事業の活用による先導的な創業等に対する支援の強化
 - ・ 事業所の設置等により雇用創出に貢献する事業主に対する支援の強化
- ◇ 中小企業に対する雇用安定のための支援
 - 1 事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業の雇用維持に向けた取組に対する支援の拡充
 - 2 生産性の向上に資する人材の確保・定着等のための支援の充実
- ◇ ものづくり立国の推進
 - 1 地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援
 - 2 技能五輪大会の充実・活性化等によるものづくり技能の振興
 - 3 団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進
 - 4 若者を対象とした海外における職人育成の支援（「海外武者修行プログラム（仮称）」）の実施
- ◇ 介護労働者等の確保・定着
 - 1 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実
 - 2 「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化
 - ・ 「福祉人材ハローワーク（仮称）」の創設等による福祉・介護サービス人材の確保
 - ・ 福祉人材ハローワーク（仮称）における保育士資格保有者の再就職支援等の実施

(5)「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

- 1 労働関係法令等に関する情報提供機能の強化
 - ・ ホームページ等を通じた情報提供機能の強化の検討・実施
 - ・ 会議等様々な機会を活用した労働関係法令等の周知徹底
- 2 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備
 - ・ 地域の労働相談機関等との間のネットワーク化等を通じた総合労働相談コーナーにおける的確な相談対応の推進
- 3 労働関係法令の遵守に向けた指導監督の徹底
 - ・ 日雇派遣の適正化等に向けた派遣元・派遣先に対する重点的な指導監督等を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」の着実な実施（再掲）
 - ・ 改正最低賃金法の円滑な施行に向けた監督指導の徹底（再掲）
 - ・ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施（再掲）

Ⅲ 国際社会への対応等

- ◇ G8労働大臣会合を踏まえた国際社会への積極的な貢献
 - 1 国際機関等の活動への積極的参加
 - 2 開発途上国に対する国際協力等の推進

- ◇ 外国人労働者問題等への適切な対応
 - 1 外国人研修・技能実習制度の見直しと適正化
 - 2 「留学生30万人計画」に基づく国内就職促進の加速
 - ・ 企業向け啓発事業の実施
 - ・ 外国人雇用サービスセンターを中心に行う就職支援の強化
 - 3 外国人指針に基づく雇用管理改善の一層の推進

- ◇ 独立行政法人の見直し